

個人情報保護規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、個人情報保護法の理念に基づいて一般社団法人日本トンネル専門工事業協会（以下「協会」という）が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定めたものであり、その適正な取扱いを確保することを目的とする。

第2条（用語の定義）

この規程における用語を次のように定義する。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む）
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成したもの及びコンピュータを用いて特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報
- (4) 保有個人データ 協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人
- (6) 従業者 協会の業務に従事し、個人情報を取扱う者

第3条（法令の遵守）

協会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

第4条（適用範囲）

この規程は、従業者に対して適用する。

第5条（管理の原則）

協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報が正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

第2章 個人情報の管理体制

第6条（個人情報保護管理者）

協会は、個人情報の適正な管理を行うために個人情報保護管理者を定める。

- 2. 個人情報保護管理者は、管理体制を整備し、社内の教育訓練を実施する責任を負うものとする。
- 3. 個人情報保護管理者は、必要に応じて事業場ごと、保有データベースごとに管理責任者を定めることができる。

第7条（安全管理対策）

- 個人情報保護管理者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等のリスクに対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じなければならない。
- 2. 管理責任者は、所管するデータベース等に関わる個人データにつき、安全管理のため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第8条（従業者、個人情報管理者、管理責任者の義務）

従業者は、業務上で知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に開示したり又は不当な目的に使用してはならない。

2. 従業者は、個人情報が外部に漏えいしていることを知った場合、又はそのおそれがあることを知った場合には、直ちに個人情報管理者又は管理責任者に通報しなければならない。

3. 通報を受けた個人情報管理者又は管理責任者は、直ちに事実関係を調査し、個人情報が漏えいし、又は漏えいのおそれがある場合には、これに適切に対応するとともに再発防止策を策定するものとする。

4. 個人情報管理者又は管理責任者は、前項の調査の結果必要がある場合には、その調査結果を関係する部門に報告するものとする。

第9条（苦情処理）

協会は、個人情報の取扱いに関する苦情について必要な体制を整備し、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

第3章 個人情報の取得、利用及び第三者への提供

第10条（個人情報の取得）

個人情報の取得は、適法かつ適正な手段によって行うものとする。

第11条（利用目的の通知等）

個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2. 前項の規程に拘らず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

3. 前2項の規程は、次の各号に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人、又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第12条（個人情報の利用）

個人情報は、原則として利用目的の範囲内で利用するものとし、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、本人の同意を得るものとする。

第13条（個人データの第三者提供）

協会が保有する個人データは、次の各号に掲げる場合のほかは、本人の同意を得ずに第三者に提供することはできない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 統計的なデータなど本人を識別できない状態で開示・提供する場合
2. 前項の定めに拘らず次の各号に掲げる場合は、第三者に該当しないものとする。
- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用

される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3. 前項第三号に定める利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第14条（取扱いの委託）

事業の遂行にあたって業務の一部又は全部を第三者に委託する場合で、個人情報を提供するときは、個人情報を万全に取り扱う能力を有し、その体制が整備されている業者を選定するものとする。

2. 委託にあたっては、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにするとともに受託者に対する適切な監督を行うものとする。

第4章 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

第15条（保有個人データの開示、訂正等）

本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面又は本人が希望する方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 協会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2. 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

3. 保有個人データの開示を受けた者から、所定用紙により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出た者に対し、書面により通知するものとする。

第16条（利用停止等）

協会が有する保有個人データにつき、本人から、当該本人が識別される保有個人データに関し、利用目的外の取扱いがなされていること又は不正な手段で収集されたものであることを理由として、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに正当な理由があると判明したときは、遅滞なく、これに応ずるものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合、又は利用停止等を行うことが困難な場合において、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2. 協会が有する保有個人データにつき、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法令に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合、その求めに正当な理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、又は第三者への提供を停止することが困難な場合において、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第17条（個人情報の廃棄及び消去）

保存する必要がなくなった個人情報は、廃棄又は消去するものとする。

2. 個人情報の廃棄及び消去にあたっては、外部流出等の危険を防止するために焼却、裁断、溶解、磁気的消去等の方法により行うものとする。

附 則

この規定は、平成22年4月20日から施行する。

平成____年____月____日

一般社団法人
日本トンネル専門工事業協会 宛

保有個人データ開示請求書

開示請求者 住所_____

氏名_____

電話_____ ()

個人情報の保護に関する法律第二十五条第一項の規程により、以下の通り保有個人データの開示を請求します。

開示請求する保有個人データの内容	<input type="checkbox"/> 基本情報	<input type="checkbox"/> 所属委員会
	<input type="checkbox"/> 入金履歴	<input type="checkbox"/> 基幹技能者
	<input type="checkbox"/> 上記以外 ()	<input type="checkbox"/> 参加工事
開示請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	
本人の氏名及び住所	住 所	〒 _____ 電話 ()
	氏 名	

(注) 1 開示請求を行う際は、下記の書類を提出してください。

- ①保有個人データ開示請求書
- ②本人を確認するための書類（運転免許証、保険証等）のコピー
- 2 代理人による請求の場合は、1の書類に加え、下記の書類を提出してください。
 - ①代理人の地位を証明する書類（本人の委任状）
 - ②代理人を確認するための書類（運転免許証、保険証等）のコピー
- 3 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 4 「本人の氏名及び住所」は代理人による請求の場合にご記入ください。
- 5 個人情報の保護に関する法律第二十五条第一項の規定に従い、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、開示請求者が請求する保有個人データを開示することにより、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断する場合、及び他の法令に違反することとなる場合には開示に応じないことがあります。

平成____年____月____日

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会 宛

保有個人データ訂正・利用停止等請求書

訂正等請求者 住所_____
氏名_____
電話 _____()

個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項の規定及び第二十七条第一項、第二項の規定により、以下の通り保有個人データの訂正等を請求します。

請求の内容	<input type="checkbox"/> 訂正、追加、削除 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第三者への提供の停止
請求の理由		
訂正、追加、削除の内容		
訂正等請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	
本人の氏名及び住所	住 所	〒 _____ 電話 ()
	氏 名	

(注) 1 訂正等の請求を行う際は、下記の書類を提出してください。

- ①保有個人データ訂正等請求書
- ②本人を確認するための書類（運転免許証、保険証等）のコピー
- 2 代理人による請求の場合は、1の書類に加え、下記の書類を提出してください。
 - ①代理人の地位を証明する書類（本人の委任状等）
 - ②代理人を確認するための書類（運転免許証、保険証等）のコピー
- 3 口については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 4 「本人の氏名及び住所」は代理人による請求の場合にご記入ください。
- 5 保有個人データの訂正等の理由として、個人情報の不正な取得、当社の利用目的に定めていない利用、本人の同意のない第三者提供等、その請求理由が正当と認められない場合、当該請求に応じられないことがあります。
- 6 訂正、追加、削除に係る請求内容が客観的な事実に反している場合、当該請求に応じません。